国見町告示第20号

国見町生活者支援プレミアム付商品券配布事業実施要綱を次のとおり定める。

令和８年３月５日

国見町長　村　上　　利　通

国見町生活者支援プレミアム付商品券配布事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を図るために実施するプレミアム付商品券配布事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　プレミアム付商品券　前条の目的を達成するために、町によって発行する商品券をいう。

(2)　特定取引　プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

(3)　特定事業者　特定取引を行い、プレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(4)　大型店　特定事業者のうち、店舗面積が1,000平米以上かつ本店が国見町外にある特定事業者をいう。

(5)　地元店　特定事業者のうち、大型店以外の特定事業者をいう。

(6)　委託業者　特定事業者の募集やプレミアム付商品券の換金等の事務及びプレミアム付商品券の配布等の事務を実施する町から委託を受けた者をいう。

（配布対象者）

第３条　プレミアム付商品券の配布対象者は、令和８年１月16日現在で国見町に住民登録されている者で、かつ、次のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1)　同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和７年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主

(2)　０歳～18歳の誕生日後の最初の３月31日までの児童を養育している子育て世帯（以下、「子育て世帯」という。）の世帯主

(3)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護世帯の世帯主

２　前項各号の複数の事由に該当する場合であっても、併給しない。

（配布申請）

第４条　本事業による申請は不要とする。ただし、令和７年１月２日以降転入者で前条に該当する世帯は、プレミアム付商品券申請書（様式第１号）に要件を満たすことが分かる書類を添付し提出しなければならない。

（プレミアム付商品券の給付額）

第５条　プレミアム付商品券の額は、１枚500円券とし、配布対象者１人につき20枚配布する。

（配布方法等）

第６条　配布の方法は、委託業者を通じて配布対象者へ郵送等で配布する。

２　プレミアム付商品券を配布する日は、委託業者と協議の上、町長が別に定める日とする。

３　配布対象者に配布したプレミアム付商品券が宛先不明、受取がされない、または受取を拒否されて返送された場合は、利用期限まで町が当該プレミアム付商品券を保管するものとする。

４　前項の宛先不明、受取がされない、または受取を拒否した配布対象者に対して、受取が可能になった場合は、配布対象者に配布する。

（プレミアム付商品券の使用範囲等）

第７条　プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

２　プレミアム付商品券の使用期間は、令和８年４月15日から令和８年８月31日までの間とする。

３　特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。

４　プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

５　プレミアム付商品券は、購入した本人又は家族に限り使用することができる。

６　プレミアム付商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することができない。

(1)　不動産や金融商品

(2)　たばこ（電子たばこを含む。）

(3)　商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５号に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5)　国税、地方税及び使用料などの公租公課

（特定事業者の登録等）

第８条　町は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録した上で、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

（特定事業者の責務）

第９条　特定事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1)　特定取引においてプレミアム付商品券での購入を拒んではならないこと。

(2)　プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3)　町及び受託業者と適切な連携体制を構築すること。

２　町は、特定事業者が前項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（地元店支援）

第10条　委託業者は、第４条及び第５条で販売するプレミアム付商品券のほかに地元

店を支援するための事業を実施することができる。

（プレミアム付商品券の換金手続）

第11条　委託業者は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。この場合において、特定事業者は、第９条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和８年８月31日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面金額での換金を申し出るものとする。

２　換金の方法は、別に指定する方法によるものとする。

３　特定事業者は、令和８年９月９日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。

（プレミアム付商品券の配布に関する周知等）

第12条　町は、プレミアム付商品券配布事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法により周知しなければならない。

（個人情報保護）

第13条　委託業者は、本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

（その他）

第14条　この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和８年10月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）
生活者支援プレミアム付商品券配布申請書
[別紙参照]

様式第１号（第４条関係）

生活者支援プレミアム付商品券配布申請書

生活支援プレミアム付商品券配布を受けたいので、下記のとおり申請します。

１　申請者

申請日	令和　　年　　月　　日

氏名（フリガナ）	生年月日
	年　　月　　日

住所	国見町

２　同一世帯者

No.	氏名（フリガナ）	続柄	生年月日
		世帯主	年　　月　　日

※非課税証明書等、要件が確認できる書類を添付してください。